令和８年（フ）第１４６号
愛知県蒲郡市三谷町八輔119番地43
債務者　北代　大冬
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１５４１号
愛知県津島市永楽町３丁目16番地１　永楽町住宅204号
債務者　岡田　澄恵
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内香葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４６０号
栃木県宇都宮市東峰町3112番地５　コーポ中里Ｂ棟201、前住所栃木県宇都宮市下岡本町2110番地77　プロムナード・デニムＡ102
（前々住所）宮城県仙台市太白区西多賀１丁目13番30号　エムアンドエムⅢ―201
債務者　佐野　由理
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　邦栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月30日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７６号
和歌山市紀三井寺353番地29
債務者　中前塗装こと　中前　明男
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　惣谷　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１２１２号
埼玉県川口市榛松３丁目６番25号
債務者　佐武　遼生
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守重　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１７７号
千葉県習志野市谷津２丁目18番５号　アリエル21　105号
債務者　工藤　雄太
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８５号
愛知県碧南市半崎町５―55―４、住民票上の住所愛知県安城市大東町３番３号　ベルコート安城Ⅱ５―Ｂ
債務者　内田　翔太
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第５７４９号
東京都西東京市下保谷４丁目15番32号　テ・メゾン102号、申立時の住所大阪市住吉区我孫子東１丁目11番４―401号
債務者　韓弘嗣こと上原弘嗣こと　上原　誠也
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　萌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０２号
大阪府寝屋川市太秦中町29番25号、前住所京都市北区大宮薬師山東町42番地の10
債務者　坊奥　夕香
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉村　　匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３号
三重県南牟婁郡御浜町大字志原1189番地２、前住所大阪府八尾市末広町３丁目６番18―206号
債務者　山本　充宏
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
津地方裁判所熊野支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２号
北海道爾志郡乙部町字滝瀬135番地　滝瀬第一団地13号棟２号
債務者　久末　　康
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月15日まで
函館地方裁判所江差支部

令和８年（フ）第２５号
岩手県宮古市津軽石第13地割208番地13
債務者　尾形　広子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第２６号
岩手県宮古市港町３番10―502号　市営住宅
債務者　佐々木　望
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第１４０１号
名古屋市中村区稲葉地町２丁目１番地　市営北稲葉地荘２棟122号
債務者　奥山三代子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４５号
名古屋市緑区ほら貝１丁目100番地の２
債務者　西岡八重子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８８号
名古屋市中区新栄２丁目29番５号　メゾン・ド・レジャンド507号
債務者　木下　祥嘉
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部